

受付時間表

| 相談種別 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|------|------------|------------|---|------------------------------|---|
| 相談受付 | 9:00~17:00 | | | | |
| 専門相談 | 法律 | | | | 第1~3金曜日 (月2、3回) 13:30~15:30 ※予約制 |
| | 医療(認知症) | | | 第4木曜日 13:30~15:30 ※予約制 | |
| | 保健・介護 | 9:00~17:00 | | | |

問い合わせ先
宮城県社会福祉協議会 総合相談センター **022-223-1165**

法律相談 Q&A

回答 ▶▶▶ 宮城県社会福祉協議会 総合相談センター

「成年後見制度」をどう存じますか？

Q 認知症の母が一人暮らしをしています。日常生活はどうかできるのですが、最近悪質な訪問販売業者とうっかり契約するところでした。今後のことを考えると不安ではありません。成年後見制度というものがあると聞きましたが、どのような制度ですか？

A 成年後見制度は認知症、精神障害、知的障害などの理由で、判断能力が十分ではない人の預貯金の管理、不動産の処分など(財産管理)や、医療・福祉施設への入退所の手続きや費用の支払いなど日常生活でのさまざまな契約など(身上監護)を支援する制度です。

具体的には後見人らが、利用者本人に代わって契約などを行ったり(代理権)、本人のみで行った不利益な契約などの行為を

取り消す(同意権、取消権)などにより、本人を保護・支援します。

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。

法定後見制度は、利用する人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」に分かれ、利用者の状態に応じた支援を行います。

任意後見制度は、現在は判断能力のある人が将来、判断能力が衰えたときのことを考え、法律行為を本人に代わって行う人(任

Q 成年後見制度を利用したいときは、どうすればいいのですか？

A 法定後見制度を利用するには、まず本人の住所を管轄する家庭裁判所に後見などの開始の申し立てを行います。

家庭裁判所では調査官が本人や申立人、また、家族や医師らから本人の精神的な障害の程度や生活状況を確認し、その実情に応じて成年後見人に最も適切と思われる人を選任します。

審理期間は、鑑定手続きや成年後見人候補者の適格性の調査、本人の陳述聴取などのために一定期間を要します。多くの場合、申し立てから法

意後見人)をあらかじめ自分で決めておく制度です。



その後、本人の判断能力が十分でなくなつたときに家庭裁判所に申し立て、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督の下、任意後見人が契約内容に従って本人を保護・支援します。

LIFE みやぎ

2012年6月20日発行 夏号

3・6・9・12月の20日発行
宮城県のシニア世帯に10万部配布しています。

発行/社会福祉法人宮城県社会福祉協議会
〒980-0011 仙台市青葉区上杉1丁目2-3
TEL.022-223-1171 FAX.022-223-1151

企画編集/河北新報社 協力/宮城河北会
〒980-8660 仙台市青葉区五橋1-2-28

記事に関するお問い合わせは
☎022(223)1171 FAX.022(223)1151

広告に関するお問い合わせは
河北新報社営業本部営業部 ☎022(211)1318

編集後記

例年5月は山菜採りのシーズンで、各地の山へ山菜採りに出掛けるという人の声をよく聞きますが、今年は東京電力福島第一原発事故の風評被害のせいか分かりませんが、あまり聞かれませんでした。

先日、山形県の月山方面へ行ってきました。例年だと、その時季には山菜採りで路肩に車が止まっている光景が多く見られましたが、今年はあまり見られませんでした。

福島県会津方面への修学旅行生は、震災前ほどではないが、徐々に回復しつつあるとの新聞報道がありました。しかし先日、会津へ修学旅行に行ってきた人によると、シーズンまっただ中というのに修学旅行生はまばらで、まだまだ原発事故の風評被害の影響が残っているのではとの話でした。

このような風評被害が早く取り除かれ、一日も早く元の状態に戻ることを願ってやみません。(S.S)